

「居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団
特別養護老人ホーム寿荘指定居宅介護支援事業所

当事業所は、介護保険の指定を受けています

(事業所番号 1971200470)

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団
法人 所在地	富士吉田市下吉田九丁目 9 番 10 号
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者 氏名	理事長 堀内 茂
電 話 番 号	0 5 5 5 - 2 0 - 1 7 2 7

2. 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事 業 所 名	特別養護老人ホーム寿荘指定居宅介護支援事業所
所 在 地	富士吉田市下吉田九丁目 9 番 10 号 特別養護老人ホーム寿荘内
介護保険指定番号	1 9 7 1 2 0 0 4 7 0
サービス提供地域	富士吉田市

(2) 当法人のあわせて実施する事業

種 類	事 業 者 名
介護老人福祉施設	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘
短期入所生活介護	寿荘指定短期入所生活介護事業所
通所介護	寿荘デイサービスセンター

(3) 職員体制

従 業 員 の 職 種	業 務 内 容	人 数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1 人以上
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	1 人以上

(4) 勤務体制

平 日 (月)～(金)	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く 247 日
緊急連絡先	業務外で緊急に担当介護支援専門員と連絡を取る必要がある際 電話：0 5 5 5－2 1－2 9 4 0

(5) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	当事業所固有の課題分析票を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月 1 回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(6) 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 1～44 件	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援費(Ⅱ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 45～59 件	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援費(Ⅲ)	介護支援専門員 1 人あたりの 担当件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

(7) 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算

(8) 加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算(Ⅰ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ) イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ) ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員からご利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に対してご利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行い、医師等からご利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位

4. ご利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	特別養護老人ホーム寿荘指定居宅介護支援事業所
担当者	小佐野 いづみ
電話番号	0 5 5 5 - 2 1 - 2 9 4 0
対応時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(4) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

富士吉田市健康長寿課介護保険	電話 番号	0 5 5 5 - 2 0 - 0 6 8 0
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険課 相談窓口専用電話	電話 番号	0 5 5 - 2 2 3 - 9 2 0 1
		毎週水曜日 午前 9 時～ 4 時まで
山梨県福祉サービス運営適正化委員会	電話 番号	0 5 5 - 2 2 0 - 3 0 3 0

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおり対応を致します。

①事故発生時の報告

事故によりご利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者はご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことをご利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

8. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、ご利用者及びご利用者のご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及び当該ご家族の個人情報を用いません。

9. ご利用者自身によるサービスの選択と同意

①ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、ご利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

- ②一般に認められる医学的見地に基づき、回復の見込みが難しいと判断した場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

10. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

12. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ①事業者における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業者における虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

13. 第三者評価

提供するサービス(居宅介護支援)の第三者評価については実施しておりません。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

前6か月間（令和6.9月～令和7.2）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22.09%
通所介護	52.08%
地域密着型通所介護	14.21%
福祉用具貸与	72.98%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	訪問介護事業所 芙蓉荘 33.04%	やさしい手甲府 富士吉田営業所 26.79%	ニチイケアセンター 富士吉田 16.97%
通所介護	寿荘デイサービス センター 42.05%	ツクイ富士吉田 20.08%	デイサービスセンター 芙蓉荘 7.96%
地域密着型通所介護	フットネスサロン あおい 40.28%	デイサービスひまわり 22.23%	デイサービスセンター ぽぷら・時乃家 9.73
福祉用具貸与	株式会社サンクシア 31.09%	株式会社ヤマシタ 24.06%	ユニケア株式会社 14.06%